

労働安全衛生法の一部改正の概要

(1) 危険性・有害性の低減に向けた事業者の措置の充実

① 事業者による自主的な安全衛生活動の促進

労働災害の要因となる危険性・有害性に係る調査及び低減措置を拡充するとともに、こうした措置を適切に実施していると認められる事業者については、機械等の設置に係る事前の届出義務を免除。

・重大災害の件数 昭和60年: 141件 → 平成16年: 274件(1.9倍)
(重大災害:一時に3人以上が被災した災害)

② 化学物質の容器・包装への表示・文書交付制度の改善

○化学物質の有害性に加え、危険性も対象に追加。 ○絵表示の導入 など



急性毒性 引火性等 発ガン性等

③ 発注者等による請負人への危険有害情報の提供

一定の化学物質を取り扱う設備の改造等の作業の発注者等が請負人に対して必要な情報提供を行う。

④ 製造業の元方事業者による作業間の連絡調整等の実施

混在作業における労働災害の防止のため、製造業の元方事業者が作業間の連絡調整等を行う。

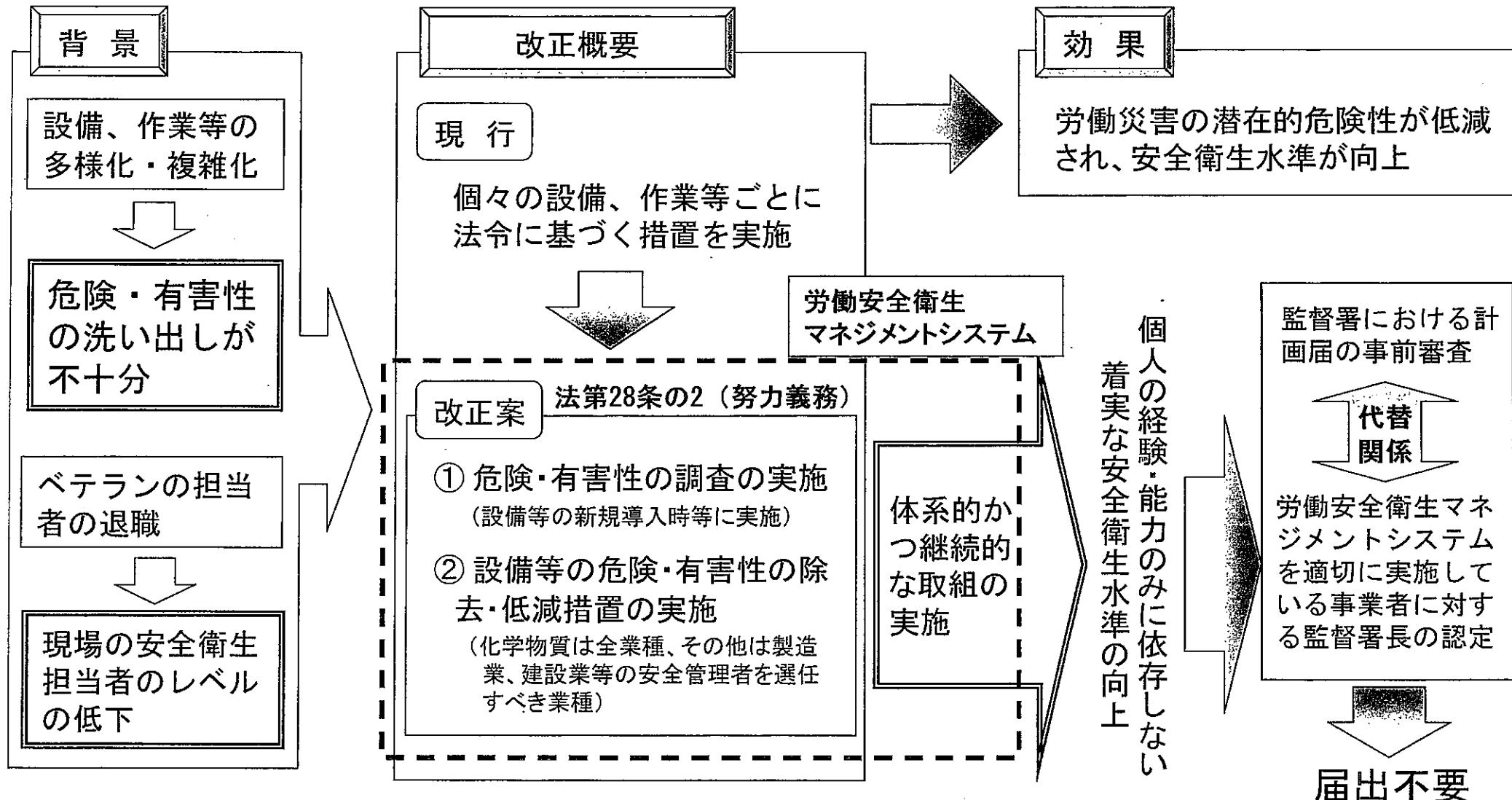
(2) 過重労働・メンタルヘルス対策の充実

事業者は、一定時間(月100時間)を超える時間外労働等を行った労働者を対象として、医師による面接指導等を行う。

・脳・心臓疾患の労災認定件数 平成12年度: 85件 → 平成16年度: 294件(3.5倍)
・精神障害の労災認定件数 平成12年度: 36件 → 平成16年度: 130件(3.6倍)

事業者による自主的な安全衛生活動の促進

職場における労働災害発生の芽（リスク）を事前に摘み取るため、設備、作業等の危険・有害性の調査及びこれに基づく対策の実施を努力義務とする。



計画の届出の免除

自主的な安全衛生活動を促進するため、労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施している事業者については、機械等の設置に係る事前の届出義務を免除する。

現行(法第88条に基づく事前の届出義務)

●対象

以下の機械等を設置する事業者

- ①一定規模以上の工場等
- ②危険有害な作業を必要とする
一定の機械等（足場、架設通路など）

30日前までに機械等の設
置計画を監督署長に届出

安衛法令
違反あり

労働基準監督署長が計画内容を審査
(安衛法令への適合性)

必要に応じ、
差止、変更命令

計画修正

安衛法令
違反なし

工事開始

改正案(事前の届出義務の免除)

●対象

労働安全衛生マネジメントシステムを適切
に実施している事業者

適切に実施されているか
労働基準監督署長が認定

事前の届出義務の免除

工事開始

面接指導制度の創設

■ 面接指導【義務】

1週当たり40時間を超えて行う労働が
1月当たりで月100時間を超え、
疲労の蓄積が認められる者(申出により実施)

産業医による
面接指導受診
の勧奨

■ 必要な措置【努力義務】

面接指導を受けない労働者であっても

- ① 長時間にわたる労働により疲労の蓄積が認められ
又は労働者自身が健康に不安を感じた者(申出により実施)
- ② 事業場で定めた基準 に該当する労働者

■ メンタルヘルス面もチェック